

～せと市民総ぐるみ防災訓練～  
令和5年度瀬戸市総合防災訓練の各連区訓練基本方針

令和5年度瀬戸市総合防災訓練では、次に示す訓練とその評価基準に留意し、各連区で訓練の企画検討をしてください。

1 訓練想定

南海トラフ地震（震度6弱観測）の発災を想定した訓練を行います。

2 各連区で取り組んでいただくこと

(1) おうち防災訓練

南海トラフ地震の発生に備え、各家庭で命を守る行動をとりましょう。

ア シェイクアウト訓練

地震があったことを想定して、シェイクアウトの行動（「姿勢を低く」「頭を守り」「じっとする」）をとりましょう。

イ 二次災害の防止

地震による揺れがおさまったら二次災害を避けるため、ガスの元栓を締め、分電盤のブレーカーを切りましょう。（訓練では指差し確認のみで構いません。）

ウ 安否札の掲出

近所の方へ世帯の無事を示すことを目的とし、玄関等の外から見える部分に掲げられるようにしたものが「安否札」です。外から見やすい部分に掲げましょう。各連区等で整備した玄関のドアノブにかけられる「安否札」の他、タオルや市指定可燃用ごみ袋などを用いて訓練に臨んでください。

エ 非常持出袋と備蓄品の確認

避難する際に持ち出す非常持出袋の中身と備蓄品を確認しましょう。

オ ハザードマップの確認

ハザードマップで自宅や周辺の危険度を確認しましょう。

カ 避難先の検討

指定避難所の他に、在宅避難、親戚や友人宅への避難等、多様な避難を検討しましょう。

※ 訓練開始の合図は「瀬戸市安全安心情報メール」や「RADIO SANQ (FM84.5MHz)」「グリーンシティケーブルテレビ」にて一斉配信又は放送されます。つきましては、事前に瀬戸市安全安心情報メールに登録を行ってください。

## (2) 安否確認訓練

大地震が発生した場合、家具の転倒で怪我や身動きが取れなくなってしまうことが考えられます。この要救助者を助けるためには、近くの人を助ける「近助」の力は欠かすことができません。このためにも、まずは声かけをするべき世帯を安否札等で明確にし、「近助」の力による素早い救出・救助活動を行うことが重要です。

おうち防災訓練で掲出された「安否札」を各組ごとや町内会単位で確認し、集計を行ってください。なお、安否札未掲出世帯については、「声掛け安否確認」を無理のない範囲で実施してください。

※ 「声掛け安否確認」の方法は、インターホンを1回鳴らす、又は、玄関先で声をかけるなどにより実施し、応答がなければ終了してください。必ず対面の必要はありません。訓練時間も限られているため、予定時間内でできる範囲で構いません。

※ 未掲出世帯への「声掛け安否確認」の実施について、住民への事前周知を行ってください。なお、町内会未加入者には事前周知が難しいため、声掛け安否確認の実施対象は町内会加入者のみで構いません。

## (3) 避難行動要支援者の避難行動支援訓練

避難所まで自ら避難が困難な住民は、避難行動要支援者として配慮を要します。各連区であらかじめ移送方法等を決めておき、模擬訓練を行うなど、円滑な支援体制を確立しましょう。

※ 個別避難計画を作成した避難行動要支援者がいる連区においては、対象者の協力が得られる場合は、個別避難計画に基づく避難訓練を実施してください。

## (4) 避難所開設・運営訓練

自主防災リーダーや各連区の皆さんが主体となり、地域防災支援員（市職員）等と協力し、各避難所に併設の防災備蓄倉庫に配備されている間仕切り等の防災資機材や避難所キットを活用し、避難所の開設・運営訓練を実施しましょう。

※ 防災資機材は、実際を想定して使用してください（使用後は元の位置に戻してください）。ただし、倉庫内の消耗品（例. 水、発電機のガスボンベ、アルファ米等）については災害時に使用するため使用不可となります。なお、発電機の稼働やアルファ米の炊き出し訓練等のため消耗品の使用を希望する場合は、危機管理課又は消防本部予防課に別途ご相談ください。

※ 今後の避難所における感染対策の実施及び生活環境の向上を図るため、手指衛生や換気等の対策を行ってください。なお、「避難所のレイアウト」については、別添例をご参照ください。

### 3 地域防災訓練評価基準

各連区で行われる訓練について、全連区一律の評価基準を設け評価を行います。

評価基準		備考
(1)	<安否確認訓練> ・安否札等を用いた安否確認ができたか ・安否札が掲出されていない世帯への「声掛け安否確認」が実施できたか	各連区等で整備した「安否札」で訓練を実施してください。
(2)	<避難行動要支援者の避難行動支援訓練> ・避難行動要支援者に対し支援訓練ができたか	住民の中から避難行動要支援者を設定し、避難所まで車両等で移送する模擬訓練をしてください。
(3)	<避難所開設・運営訓練> ・防災資機材等を活用し、実践的な開設・運営訓練が実施できたか ・基本的な感染症の予防対策を実施できたか	・避難所開設・運営マニュアルを参考にしてください。 ・手洗い等の手指衛生や換気など基本的な感染症対策を講じて実施してください。